

# 働き方改革、万全ですか？

中小企業に該当する病院・診療所の皆様へ

4月から中小企業にも時間外労働の  
上限規制が適用されています。

※医師については令和6(2024)年4月から適用予定です。

長時間労働の是正、有給休暇の取得、同一労働同一賃金、  
助成金の活用など、医療勤務環境改善支援センターが、  
あなたの病院・診療所等の「働き方改革」を支援します。

## 相談無料

アドバイザー(社労士等)が、あなたの病院・診療所  
までお伺いします！(秘密厳守、電話相談もOK)

熊本県医療勤務環境改善支援センター Tel. 096-354-3848

熊本市中央区花畑町1-13(熊本県医師会館5F)

ホームページ <http://iryoukinmu-kksc-kumamoto.com>